

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成三十年五月三十一日	公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	柳澤 正義	東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー